

神崎市人権教育・啓発基本方針



令和7年3月

神崎市



目次

第1章 基本的な考え方

1. 基本的な考え方 1
2. 基本方針の位置づけ 1
3. 人権尊重のための基本姿勢 2

第2章 人権施策の視点

1. 教育・啓発の推進 3
2. 当事者に寄り添った支援の推進 6

第3章 人権課題毎の施策の推進

1. 部落差別（同和問題） 7
2. 男女共同参画 10
3. こども 13
4. 高齢者 18
5. 障がい者 22
6. 外国人 24
7. 感染症患者等 26
8. 犯罪被害者等 30
9. インターネット 32
10. 性的指向・性自認（ジェンダーアイデンティティ） 34
11. その他 37

参考資料

- I 人権を取り巻く状況 41
 - (1) 国の動向 41
 - (2) 県の動向 42
 - (3) 本市の取組 43
- II 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 45
- III 全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例 48
- IV 神崎市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例 55
- V 神崎市人権擁護審議会規則 57
- VI 神崎市人権擁護審議会委員名簿 59

第1章 基本的な考え方

1. 基本的な考え方

私たちの社会は様々な年齢、国籍、性別の人、障がいのある人もない人も、多様な個性・価値観を持って共存しています。誰もが自分らしく生きるために、お互いを認め合い、自分だけでなく他者の人権も認め合っていくことが大切です。

本市では、平成 18（2006）年 7 月に市民一人ひとりが人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、人権尊重を基調とする明るく住みよい神埼市の実現に寄与することを目的として「神埼市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を施行しました。また、令和 5（2023）年 3 月に策定された第 2 次神埼市総合計画後期基本計画の基本施策として、様々な人権課題について教育・啓発の取組を進めてきました。

一方、情報化等の進展に伴って、部落差別（同和問題）をはじめとする不当な差別など人権に関する問題は複雑化、多様化しています。特にインターネットの普及によって、不当な差別やいじめ、プライバシーの侵害、誹謗中傷が増加し、それらの問題への対応が大きな課題となっています。

このような中、佐賀県では令和 5（2023）年 3 月に「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」が制定・施行され、県民みんながお互いを認め合い、支え合う佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」の取組が行われています。

本市においても、県と連携協力し、行政のあらゆる分野において人権施策の実施に努めるとともに、家庭・地域・学校・職場・行政が連携・協働し、市民を取り巻く時代の変化に応じた人権教育・啓発の取組を進め、すべての人の多様性が尊重され、人権が大切にされる社会の実現を目指します。

2. 基本方針の位置づけ

「神埼市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」第 2 条で、市は条例の目的を達成するため、必要な施策について積極的に取り組み、人権意識の高揚を図るものとするとしており、さらに第 6 条では、人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県をはじめ関係機関及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとしています。

この基本方針は、上記の基本的な考え方及び条例の規定に基づき、市がそれぞれの行政分野において具体的な施策を進めるに当たっての方向性を示すも

のです。

【関係法令との関係】

この基本方針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定（地方公共団体の責務）及び国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨に対応するものです。

3. 人権尊重のための基本姿勢

人権が尊重される社会づくりを進めていくためには、行政だけでなく、事業者、そして市民一人一人が地域社会を構成する主体として、人権尊重の視点を意識して行動することが必要です。

このため、人権尊重のための基本姿勢として、市が取り組むべきこと、市民の皆様、事業者の皆様に取り組んでいただきたいことを以下のとおり示します。

市が取り組むべきこと

- ・ 人権施策を市政の重要な柱と位置づけ、県等と連携協力して、地域の実情に応じた人権施策の推進を図ります。
- ・ 関係部局は、この基本方針を踏まえ、必要な予算の確保に努めながら諸施策を積極的に推進します。
- ・ 国や県、佐賀県人権擁護委員連合会など人権に関わる機関と連携・協力して啓発事業等を推進します。
- ・ 市職員は、職務や研修を通して、様々な人権課題に対する理解を深め、人権尊重の視点に立って職務を遂行します。

市民の皆様に取り組んでいただきたいこと

- ・ 一人一人に多様な個性があることを知り、お互いにその多様な個性を認め合うこと。
- ・ 「差別をしない」、「差別をさせない」という気持ちを行動に表すこと。
- ・ 人権課題を自分事としてとらえ、その解決に向けて行動すること。

事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと

- ・ 職場研修の実施等により、従業員の人権課題への理解促進や職場全体での人権尊重の意識向上に努めること。
- ・ 従業員をはじめ、消費者や取引先の方の人権に配慮した事業活動を行うこと。
- ・ 出身地や国籍、性別等を問わず、個人の能力と適性に基づく公平な採用と公平な処遇を行うこと。

第2章 人権施策の視点

1. 教育・啓発の推進

全ての人の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を実現するためには、市民一人一人が人権問題を自分のこととして考え、知識と認識を深めて自ら行動していくことが大切です。

家庭、地域、学校、職場等において、あらゆる機会を通して、それぞれの実情にあったより効果的な人権教育・啓発の取組を推進し、市民の人権意識の高揚を図ります。

(1) 家庭

1) 現状と課題

- ・ 家庭教育は全ての教育の出発点であり、人格形成の基礎を育む上で重要な役割を担っています。
- ・ ひとり親家庭の増加等による家庭環境の変化等により、子育てや家庭のあり方に不安を抱える家庭が増加するとともに、家庭内において、子どもや高齢者に対する暴力や虐待など様々な人権侵害の問題も生じています。

2) 施策の方向

- ・ 家庭教育に関する不安や悩みを抱える親などへの相談・支援体制の整備を図ります。
- ・ 児童生徒、高齢者虐待等に対する相談・支援活動の充実を図ります。

(2) 地域

1) 現状と課題

- ・ 地域社会は、そこが様々な人の生活の場であることから、家庭と同様にお互いの人権を尊重する意識や他者に対する思いやりの心を育む役割があります。
- ・ 情報化の進展などにより、人権問題が複雑多様化する中で、家庭と学校、地域社会が連携して、人権問題に関する取組の充実を図ることが必要となっています。

2) 施策の方向

- ・ 人権問題についての講座等、地域住民の人権意識を高める機会の情報提供に努めます。

- ・ 民間団体が、地域活動や学校等の場を活用して人権教育・啓発を推進できるよう支援します。

(3) 学校等

1) 現状と課題

- ・ 就学前教育では、幼児の発達状況に応じ全教育活動を通して、お互いに人権を尊重し合う心情や態度の芽生えを育てるような保育・教育への取組がなされています。
- ・ 学校においては、人権問題の基本的な理解と解決のため、学校教育活動全体を通じて、人権尊重の精神を育むための教育が行われています。
- ・ 学校現場では依然としていじめや暴力行為、不登校、さらには教職員からの行き過ぎた指導など、こどもの人権に関する問題が発生しています。
- ・ 情報化の進展によって、SNS（※1）を介したいじめや、インターネット上での人権侵害、有害な情報の氾濫などは、こどもたちにとっても身近な問題であり、かつ、深刻な問題となっています。

2) 施策の方向

- ・ 幼児、児童、生徒の実態を踏まえ、身近な人権課題についての学びから、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題についての学習へと発展させていく中で、自分の大切さとともに他者の大切さを認めることが態度や行動にまで現れるように学習方法の改善・工夫を図ります。
- ・ 人権学習年間指導計画の作成等と確実な実施により人権教育の充実を図ります。
- ・ 豊かな人間性や社会性を育むため、ボランティア活動等多様な体験活動や、高齢者、障がい者、外国人等との交流の機会の充実に努めます。
- ・ 家庭、地域との連携を深めながら、地域ぐるみの人権教育の充実を図ります。

(4) 企業等

1) 現状と課題

- ・ 企業等は、社会性や公共性を有しており、その社会的責任を自覚し、人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点に根ざした事業活動が求められています。
- ・ 職場内のハラスメントや不公正な採用選考等が発生しており、今後も人権教育・啓発の取組が必要となっています。

2) 施策の方向

- ・ 国（労働局やハローワーク）や県、市が開催する人権教育・啓発事業や研修会等、必要に応じて情報提供に努めます。
- ・ 門地（※2）、国籍、性別などの違い、障がいの有無等を超えて、全ての人の就職の機会均等を実現するため「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」等の法制度の周知・徹底を図るとともに、公正な採用選考が行われるよう啓発を進めます。

【人権に関わりの深い職業に従事する者に対する取組】

- ・ 行政職員、警察職員、消防職員、教職員、社会教育関係職員、福祉関係職員、医療関係者、マスメディア関係者は、平成9（1997）年に国で策定された「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」において、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者として位置づけられています。
- ・ また、これら特定職業従事者のほか、住民の代表として、地方公共団体の方針施策等に深く関わる地方議会議員も、人権に関わりの深い職業と言えます。
- ・ 市では、市職員や市議会議員及び教職員等だけでなく、区長、民生委員・児童委員（※3）、人権擁護委員（※4）など人権に関わりの深い役職に就いている地域住民向けに研修会開催等の情報提供を行い、人権意識の高揚を図ります。

（用語解説）

※1 SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、社会的な（ソーシャル）繋がり（ネットワーキング）を提供するサービス。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォンやパソコン用のWEBサービスのことで、特に情報の発信・共有・拡散といった機能が特徴。

※2 門地

人の出生によって生じる社会的な地位。いわゆる「いえがら」「生まれ」「血筋」。

※3 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。児童委員は、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っている。

※4 人権擁護委員

人権擁護委員法に基づいて、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権の考えを広めたりする活動を行っている。

2. 当事者に寄り添った支援の推進

相談体制の整備・充実

1) 現状と課題

- ・ 情報化の進展等により人権問題が複雑多様化する中で、差別の被害者や不安を抱える市民に寄り添う相談体制の整備が重要になっています。
- ・ 本市では、女性や子ども、高齢者に関する相談をはじめ、障がい者相談など各種相談窓口を設置して対応しています。
- ・ 法務局から委嘱された人権擁護委員が様々な人権相談を受ける人権相談日を設けており、相談内容に適した専門機関への橋渡し、紹介等を行っています。

〈人権相談日における延べ相談件数〉

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|
| 1件 | 3件 | 5件 |

- ・ 相談内容が多様化・複雑化していることから、それらに適切に対処できるように、相談機関等の連携を図っていく必要があります。

2) 施策の方向

- ・ 職員や各相談窓口の担当者が、人権に関する様々な相談に適切に対応できるように、相談対応スキル向上のための研修を行います。
- ・ 民生委員・児童委員、家庭相談員等の市民に身近な相談員を活用した相談体制の充実や、市福祉事務所をはじめ県保健福祉事務所、警察等とも連携します。
- ・ 市報やホームページ等を通じて、相談・支援に関する制度や各種相談・支援機関について情報提供を行うとともに、市民が相談しやすい体制の充実を図ります。
- ・ 国や県との相互の連携・協力を図ります。

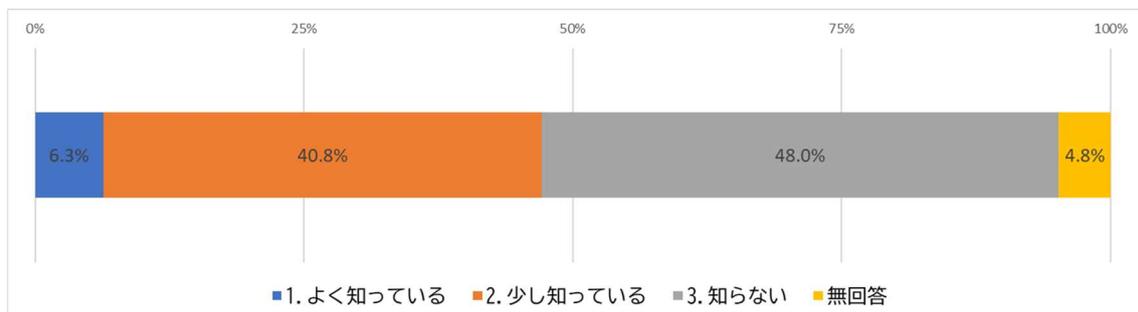
第3章 人権課題毎の施策の推進

1. 部落差別（同和問題）

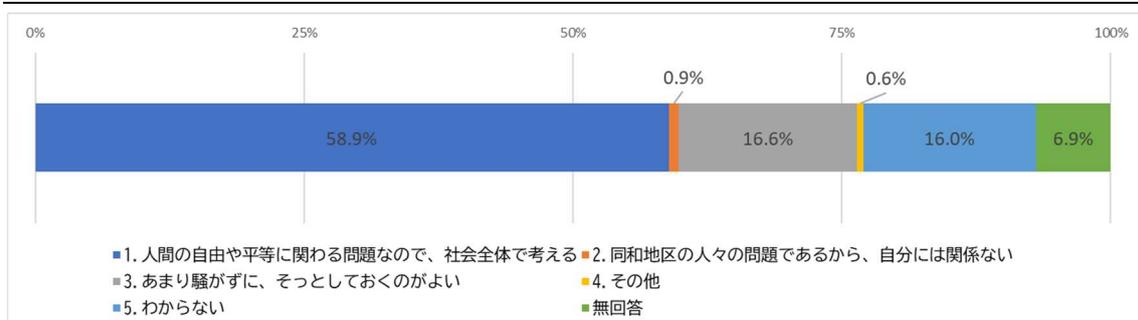
1) 現状と課題

- ・ 平成 28 (2016) 年 12 月に「部落差別解消推進法」が制定され、部落差別（同和問題）の解決が国民的課題であると改めて示されました。
- ・ 令和 5 (2023) 年に実施した人権・同和問題に関する市民意識調査において、「同和問題を知っているか」の設問に対し、「知っている」と答えた方が 47.1%、「知らない」と答えた方が 48% でした。また、「同和問題の解決についてどう考えているか」の設問に対し、「社会全体で考えるべき」と答えた方が 58.9% と最も多く、次いで「あまり騒がず、そっとしておくのがよい」と答えた方が 16.6% となりました。

① 同和問題を知っているか



② 同和問題の解決について、どう考えているか



- ・ このほか、賤称語を用いた差別発言や誹謗中傷など依然として発生するなど、同和地区・被差別部落出身者等への偏見や差別意識は、今なお存在します。
- ・ 近年はインターネットの匿名性を悪用した差別情報の掲載等の問題など、情報化の進展に伴って、部落差別（同和問題）に関する状況は大きく変化しています。

2) 施策の方向

- ・ 市民一人一人が部落差別（同和問題）について正しく理解し、「部落差別は許されないものである」という認識をもつことが重要です。
- ・ 差別の解消に向けて、国や県、他の市町等の関係機関や関係団体と連携し、人権教育・啓発を推進します。
- ・ インターネットを利用した不当な差別的扱いをすることを助長・誘発する情報の掲載等を防止するための啓発を行うとともに、このような情報が掲載された場合には、表現の自由に留意しつつ、当該情報の削除に向けて取り組みます。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

①教育の推進

ア) 学校教育

部落差別（同和問題）について正しい理解と認識を深め、偏見や差別をなくすため、学校教育のあらゆる場面で人権・同和問題教育に取り組む体制づくりを推進します。

また、教職員を対象にした研修の機会の提供に努めます。

イ) 社会教育

地域住民へ教育・啓発が行われるよう、学校教育と社会教育が一体となった部落差別（同和問題）解消の取組を推進します。

②啓発の推進

同和問題啓発協調月間（8月）、人権週間（12月4日～10日）等における講演会の開催、市報やホームページの活用、市イベントにおいてブースを設置するなど、人権・同和問題の正しい知識と理解を深めるよう啓発活動を推進します。

③研修の推進

正しい理解と認識を深めるため行政関係職員や市議会議員に向けた研修会等への参加を積極的に行います。

また、国や県と連携し、講師派遣の紹介など、企業の職場内研修を支援し

ます。

④えせ同和行為の排除

えせ同和行為（※）の排除に向けて、関係機関と連携し、正しい知識と対処についての啓発活動を実施します。

【当事者に寄り添った支援の推進】

①相談体制の充実

部落差別（同和問題）に関する相談に対し、迅速かつ的確に対応するため、国、県、関係団体等と連携して相談体制の充実を図り、相談者への助言、必要な情報の提供、専門的な対応を行うことができる関係機関の紹介、その他相談対応として必要な支援を行います。

②インターネット上の差別解消に向けた取組み

差別的書き込みについては、国や県等と連携し、削除依頼を行う等、インターネット上で行われる差別解消に努めます。

（用語説明）

※ えせ同和行為

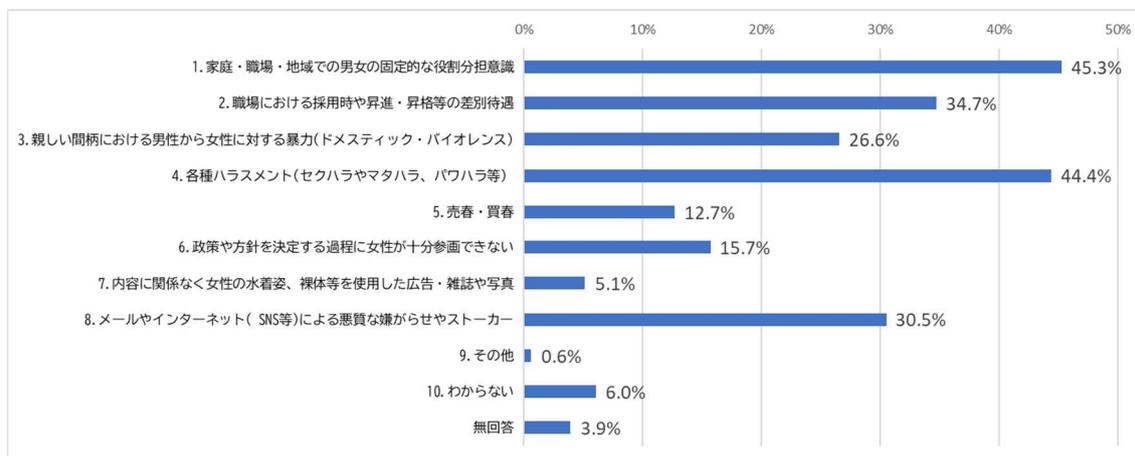
「同和問題はこわい問題である」という誤った意識に乗じて、同和の名を名乗り、高額な書籍を売りつけるなど、様々な不当な利益や義務のないことを要求する行為をいう。えせ同和行為は、国民に同和問題に関する誤った意識を植えつける大きな原因となっている。

2. 男女共同参画

1) 現状と課題

- ・ 共働き世帯や単身世帯の増加など家族形態の変化、男女の生き方の多様化等が進む中、依然として、「男だから」「女だから」といった性別による固定的な役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く、女性の就労継続や、男性の家事・育児等への参画などを難しくしています。
- ・ 市では、令和7（2025）年3月に「第4次神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画」を改訂し、男女共同参画社会づくりに向けた施策を展開しています。
- ・ 令和5（2023）年の人権・同和問題に関する市民意識調査において、「女性に関することがらで、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか」の設問に対し、最も多かった答えは「男女の固定的な役割分担意識」（45.3%）で、次いで「各種ハラスメント（※1）」（44.4%）となっています。政策・方針決定過程への女性の参画を含めた男女共同参画社会の実現にはまだ十分とは言えない状況が続いています。

① 女性に関することがらで、問題があると思われること



2) 施策の方向

- ・ 性別によらず、誰もが個人として認め合い、個性や能力を発揮することができるジェンダー平等・男女共同参画の社会づくりに向けて、幼少期から男女双方の意識形成・行動変革、政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。

- ・ 男女を問わず、仕事と家庭・地域生活のバランスの取れたライフスタイルが実現できるよう、子育てや介護の支援の充実を図るとともに、働き方の見直し等の環境整備、特に男性が育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくり、男性に対する意識啓発を進めていきます。
- ・ DV（※2）や性暴力等は、個人の尊厳を脅かす人権侵害であり、被害者や児童への影響も深刻であることから、相談・支援体制の充実や関係機関の連携、ジェンダー平等の意識啓発を進めていきます。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

①ジェンダー平等の視点に立った男女双方の意識形成

男女共同参画社会の基盤づくりのため、ジェンダー平等の視点に立った男女双方の意識形成を進め、行動改革を促すため、啓発に取り組みます。

②女性が活躍し、男女が共に参画する社会の実現

女性が活躍し、家庭や職場等において男女がともに参画する社会づくりを進めるため、啓発に取り組みます。

③ワーク・ライフ・バランス（※3）の実現

仕事と生活の調和を推進するため、長時間労働の見直しや育児休業・介護休業など、休暇が取りやすい職場環境と労働時間の短縮の促進に向けて、市内事業者への働きかけを促進します。

④女性の農林業・商工業への主体的参画

女性の農林業・商工業への主体的参画と職業能力の向上のための研修会や女性のエンパワーメント（※4）を目的とした学習会を県や関係団体と連携して開催し、女性リーダーや女性起業家・女性就農者の更なる支援に努めます。

⑤幼児教育・学校教育における男女共同参画の意識の形成

幼児期から、共感や思いやりの気持ちを育むとともに、個性を大切にした教育の推進に努めます。また、すべての学習活動を通して性別による固定的役割分担意識の解消を推進します。

⑥社会教育におけるDVや人権、男女共同参画の意識の形成

DVや人権、男女共同参画に対する正しい理解を促進するため、社会教育の場での意識啓発を推進します。

⑦ストーカー・DV事案等の被害者、加害者、傍観者とならないための広報・啓発の推進

ストーカー・DV事案等の被害者、加害者、傍観者とならないために、どのような行為が法律違反になるのか、被害に遭った場合の対処方法等につ

いて、市のあらゆる広報媒体を活用し幅広く周知を図ります。

⑧男女間のあらゆる暴力のない社会の実現に向けた啓発・教育

DV防止・被害者支援のため、暴力を許さない社会の実現に向けた啓発・教育に取り組みます。

⑨関係機関との連携

出前講座や研修会を通じ、相談窓口との連携体制の整備を図り、正しい知識と対処についての啓発活動を実施します。

【当事者に寄り添った支援の推進】

①DV防止・被害者等支援体制の充実

DV被害者の支援にあたっては、被害者の安全確保と人権尊重のため、相談への対応から保護、自立支援など、多くの段階にわたって関係機関との連携を強化し、被害者の立場に立った支援に努めます。

市の広報紙などによる相談窓口の周知のほか、相談体制の充実を図ります。

②被害者の一時避難における関係機関との連携

警察、医療機関やその他関係機関との連携を図り、被害者が安全に避難できるような支援する体制づくりに努めます。また、一時保護施設までの同行支援ができるような体制の整備に努めます。

(用語説明)

※1 ハラスメント

相手に対して行われる「嫌がらせ」のこと。地位や権力などを背景に相手に嫌がらせを行うパワー・ハラスメントや、男女問わず性的な嫌がらせを行うセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児を機会に職場において、精神的・肉体的な嫌がらせなどの扱いをするマタニティ・ハラスメントなど、様々な種類のハラスメントがある。

※2 DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力。暴力には殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などがある。

※3 ワーク・ライフ・バランス

一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※4 エンパワーメント

力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

3. こども

1) 現状と課題

- ・ 日本国憲法および「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、令和5（2023）年にこども基本法が施行されました。
- ・ こども基本法では、「児童の権利に関する条約」の四原則、すなわち、①「生命、生存及び発達に対する権利」、②「こどもの最善の利益」、③「こどもの意見の尊重」、④「差別の禁止」が基本理念に含められています。
- ・ 「こどもの権利」に対する社会の意識は高いとは言えません。こどもの権利について広く市民に周知し、こどもの権利に対する一人一人の意識を高める必要があります。
- ・ 少子化や核家族化の進行、共働きの増加、地域における人間関係の希薄化、インターネットやSNSの普及によるこどもへの影響など、こどもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。
- ・ 児童虐待（※1）、いじめ、犯罪被害に加え、「こどもの貧困」や「ヤングケアラー（※2）」など、様々なこどもの人権に関する問題が発生しています。
- ・ このような時代の流れを踏まえ、本市では、子育て環境の魅力創出・向上のため、令和7（2025）年3月に「こどもの未来応援計画」を策定しました。

○児童虐待

- ・ 児童虐待は、児童が自ら助けを求めることが困難、被害を受けていること自体を認識できないなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高くなります。

○いじめ

- ・ いじめについては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成25（2013）年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法第2条において、「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義されました。
- ・ 本市では「神崎市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応など適切に対応できる校内体制や関係機関等との連携強化に

努めています。

○インクルーシブ教育システム

- ・ 共生社会（※3）の形成に向けて、人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学び、一人一人の特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努める必要があります。
- ・ 障がいのある子ども一人一人の実態に即した就学となるよう医療機関や特別支援学校等専門機関と連携して、適切な教育支援を行います。

○その他の課題

- ・ 「国民生活基礎調査」によると、子どもの貧困率について、平成30（2018）年には14.0%であったものが、令和4（2022）年には11.5%と、減少はしているものの、およそ、子どもの9人に1人が貧困状態にあるという結果になっています。
- ・ 保育所等や放課後児童クラブにおいて、障がい児や特別な配慮を要する子どもが増えています。保育従事者の質の向上や子ども一人一人の発達段階に応じた対応、特別な配慮を要する子ども等への対応ができるように、保育所等や放課後児童クラブの充実を図る必要があります。
- ・ 若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶の問題や、性情報の氾濫、性犯罪・性被害の防止、性に関する意識や価値観の多様化、LGBTsへの理解等の課題など、様々な問題があります。

2) 施策の方向

- ・ 「子どもの権利」を広く市民に周知し、子どもが声をあげやすく、また子どもに関わる誰もが子どもの声に十分に耳を傾けることができるような、体制を作ります。
- ・ 子どもの権利の一つである子どもの意見表明に取り組み、子どもが家庭や学校、地域等で意見を聴かれ、その意見が尊重される機会を持つことで、子どもの自己肯定感、自己有用感、主体性を高めることとなるように取り組みます。

○児童虐待

- ・ 子どもの生命・身体を脅かす児童虐待について、関係機関との連携を図りながら迅速かつ適切できめ細かな対応を行います。

○いじめ

- ・ 「神崎市いじめ防止基本方針」に則り、いじめ問題に係る取組を総合的かつ

効果的に推進していきます。

○インクルーシブ教育システム

- ・ 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教材の提供及び個々のニーズに応じた支援機器の整備や、障がい児の就学機会を拡充し、児童生徒が安心して楽しく学校生活を送れるよう、学校施設のバリアフリー化を推進し、インクルーシブ教育システムの体制づくりを支援します。

○その他の課題

- ・ こどもを取り巻く環境は大きく変化していることから、こどもを取り巻く諸問題に対する市民の意識を高めるとともに、関係機関との連携強化、新たな取組等を通じ、こどもの状況に周囲の大人が早く気づき、虐待やヤングケアラーといった問題の発生、深刻化を未然に防ぐことができるような環境づくりに取り組んでいきます。
- ・ こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすることがないように、経済的に厳しいひとり親家庭等への支援の充実に取り組んでいきます。
- ・ 児童生徒の性に関する問題について、性に係る行動は、自他の人生に大きくかわることから、児童生徒が性に関する知識を確実に身に付けるとともに、自己の行動に責任をもって生きることの大切さや、よりよい人間関係の在り方を身に付けることができるよう、学校における性に関する指導の推進及び充実に努めます。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

①「児童の権利に関する条約」の理解を促進

学校教育において、児童生徒自身に対して理解を促進していきます。

②情報モラル・セキュリティ教育の推進

これからのデジタル社会を生きていくこどもたちを被害者や加害者にならないために、児童生徒を対象に、成長段階に応じたネットリテラシー(※4)を含む情報モラル教育に取り組みます。

③児童虐待防止のための広報

こども家庭庁において毎年11月に「オレンジリボン、児童虐待防止推進キャンペーン」を実施しており、それに合わせて、市報等による広報を実施します。

④いじめの未然防止について

各学校に「学校いじめ・体罰等防止対策委員会」を設置するとともに、市教育委員会に、弁護士や警察関係者等の外部委員で組織した「神崎市いじ

め・体罰等防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に努めます。

【当事者に寄り添った支援の推進】

①児童虐待防止等への取組

市では、「神崎市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との連携強化を通し、児童虐待をはじめとする要保護児童の早期発見・早期対応を図ります。

②いじめの早期発見・早期対応について

ア) いじめの実態把握

早期発見・早期対応、解決に資するため、全ての児童生徒・保護者に対し、アンケート調査を複数回実施し、いじめのさらなる顕在化に努めます。

イ) スクールカウンセラーの配置

児童生徒等が有する諸問題の早期発見・早期対応のため、すべての市立小・中学校にスクールカウンセラー（※5）を派遣し、相談体制の充実を図ります。

ウ) いじめ相談窓口の開設

いじめ問題に悩む児童生徒及び保護者に対して、平日に相談窓口を開設するとともに、毎週月曜日と木曜日に電話相談を開設し、専任の相談員が電話相談を行います。

○その他の課題

③こどもの貧困対策への取組

令和7（2025）年3月に策定した「こどもの未来応援計画」に基づき、子どもへの教育の支援や、家庭への経済的支援など様々な施策を関係機関と連携しながら実施します。

④ヤングケアラー支援への取組

相談窓口を開設し、相談に応じます。

⑤スクールソーシャルワーカーの活用

学校だけでは解決できない問題に対し、家庭や関係機関等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためにスクールソーシャルワーカー（※6）を各学校に派遣し、関係機関のネットワークを活用した支援を行います。

（用語説明）

※1 児童虐待

「児童虐待の防止等に関する法律」において、保護者等が監護する児童に対し、「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること」「児童にわいせつな行為

をすること、またはさせること」「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」「児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」と定義されている。

※2 ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的におこなっている子ども・若者のこと。

※3 共生社会

すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会。

※4 ネットリテラシー

インターネット・リテラシーの略で、インターネットの情報を正しく理解し、適切に判断して活用する能力。

※5 スクールカウンセラー

臨床心理に関する専門的な知識・経験を活かし、学校現場で、児童や生徒及び保護者、教職員の抱える悩みを受け止め、カウンセリングを通して、問題の解決を支援する。

※6 スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る。

4. 高齢者

1) 現状と課題

- ・ 本市の65歳以上の高齢者数は、令和6（2024）年1月1日現在で9,908人（国土地理協会 令和6年度住民基本台帳人口・世帯数表）、本市の高齢化率は令和2年で31.9%であり、令和7年には33.7%となる見込みです。全国の高齢化率は29.1%（令和6年度版高齢社会白書）となっており、本市は全国平均を上回るペースで高齢化が進んでいます。
- ・ 本市の高齢者人口は2025年前後にピークを迎えた後、2040年頃まで減少傾向で推移する見込みです。また、高齢夫婦や高齢単身世帯は今後も増加傾向になることや、2030年には65歳以上の高齢者の約5人に1人は認知症になることも推計されています。
- ・ このため、本市では令和6（2024）年3月に「第7次神崎市高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者福祉施策の総合的かつ効果的な推進に努めているところです。

○社会参加促進

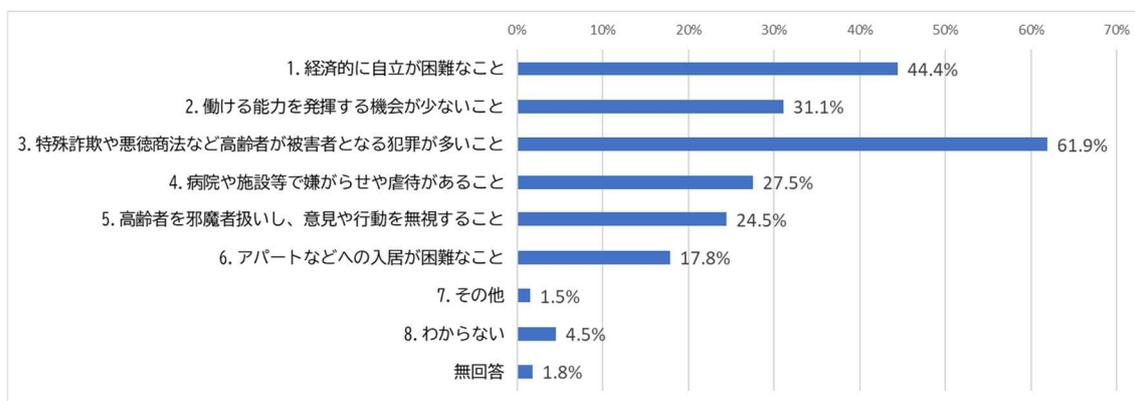
- ・ 高齢者が社会参加活動を通じて生きがいを持ち、心豊かに健康的な生活が送れるよう、高齢者の意欲及び能力に応じた雇用機会や活動機会の充実が求められています。

○高齢者の権利擁護支援

- ・ 高齢者の人権に関する問題としては、高齢者への虐待が課題となっており、厚生労働省が行った高齢者虐待への対応状況等に関する調査（令和3年度）によると、高齢者に対する虐待の件数は、高止まりの傾向が続いています。
- ・ 社会経済のデジタル化、ICT関連の取引形態の高度化・複雑化（※1）が増々進んでいく中で、高齢者に対する悪徳商法や特殊詐欺等の犯罪の増加や、高齢者の単身世帯の増加に伴う、認知症高齢者など「特に配慮を要する消費者」の孤独・孤立も懸念されます。このことから、消費者の被害防止や救済のための相談窓口の整備、消費者教育の推進及び情報提供・啓発の充実や家族だけでなく福祉・医療関係者、警察、消費者団体、民間事業者、自治会などの地域コミュニティ全体で見守るネットワークの構築が必要となります。
- ・ 令和5（2023）年に実施した「人権・同和問題に関する意識調査」においても、高齢者の人権で問題があると思われることへの回答として「特殊詐欺や悪徳商法など高齢者が被害となる犯罪が多いこと」（61.9%）が最も多く、次いで「経済的に自立が困難なこと」（44.4%）、「働ける能力を発揮する機会が少

ないこと」(31.1%)となっています。

① 高齢者の人権で問題があると思われること



2) 施策の方向

○社会参加促進

- ・ 高齢者一人一人が、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して生き生きと暮らすことができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステム(※2)を推進していく必要があります。
- ・ 地域住民や地域の多様な活動団体により、様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現を図るとともに、援助を必要とする高齢者に対して、無償で介護、看護、日常生活上のお世話や援助を提供する家族や親族等(家族介護者)への支援に取り組んでいきます。
- ・ 高齢者が健康でいきいきと暮らしていけるよう、引き続き、高齢者の学習の場や社会的活動に参加できる環境づくりに努めます。
- ・ 高齢者が自らの経験と能力を活かすとともに、就業機会が確保されるよう努めます。

○高齢者の権利擁護支援

- ・ 認知症などにより判断能力が十分でない高齢者を支援する成年後見制度の利用や、虐待防止の推進を図ります。
- ・ 高齢者をはじめとする市民の消費生活の安全・安心を確保し、更なる消費者保護の強化を図るため、きめ細かな情報提供、消費生活相談の充実や消費者意識の啓発を行います。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

高齢者の人権問題についての教育・啓発の推進

関係機関が連携のもと、高齢者虐待防止の取組を推進するとともに、地域の介護保険サービス事業所に対する研修会や個別事例検討等を行い、関係機関との連携強化や高齢者虐待防止に関する体制整備に努めます。

【当事者に寄り添った支援の推進】

○社会参加推進

①地域包括支援センター（※3）の機能強化

地域包括ケアシステムの実現に向けて、介護保険サービス事業所等の関係機関との連携を強化し、市民にとって身近で相談しやすい窓口となるよう啓発を行っていきます。

複雑化・複合化したニーズに対し、包括的な支援を行うため、多機関で協働し、支援を必要としている人に寄り添います。

②雇用・就業機会の確保

就業機会の拡大を図るため、神崎市シルバー人材センター等と連携を図り、人材育成支援に努めます。

③高齢者の生きがいづくりの推進

いきいき大学やスマホ・パソコン教室などの学習機会の提供や、老人クラブが実施しているボランティアヘルパー活動、世代間交流事業、サークル活動、グラウンドゴルフ等と、市で実施する介護予防事業（※4）、生活支援体制整備事業（※5）等の支援を行います。

○高齢者の権利擁護支援

①虐待等の被害防止と支援

介護予防サービス事業所等と連携し、高齢者虐待の予防や早期発見に努めます。

②成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進に向けて、制度の利用が必要と思われる高齢者や親族に対しての相談支援を行います。

③消費生活相談窓口の設置

消費生活相談員を配置し、高齢者をはじめとする消費者からの相談に対して、迅速・適切な助言及びあっせんを行います。

また、近隣町との相談窓口の広域連携や、県消費生活センターと連携し、相談支援を継続します。

（参考）主な関係法令

- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律〈平成17年法律第124号〉
- ・ 成年後見制度の利用促進に関する法律〈平成28年法律第29号〉

・消費者契約法〈平成12年法律第61号〉

・消費者安全法〈平成21年法律第50号〉

(用語解説)

※1 ICT関連の取引形態の高度化・複雑化

ネット通販の普及や暗号資産(インターネット上で決済や送金的手段として利用できる特別の財産的価値のこと)、フィンテック(金融とIT(情報技術)を融合した新サービスや、その新サービスを提供する事業者のこと。Finance(金融)とtechnology(技術)を組み合わせた造語)など取引形態が高度化・複雑化していることを指す。

※2 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供されるシステム。

※3 地域包括支援センター

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、チームアプローチを行うことで保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するための窓口。

※4 介護予防事業

高齢者が要支援・要介護状態になることや要介護状態の悪化を予防し、健康寿命を延伸できるように、高齢者自身が自らの健康維持・増進に心がけつつ、閉じこもり対策や居場所づくりなども見据えながら、健康づくりや介護予防の取り組みに積極的に参加できる環境づくりを行うこと。

※5 生活支援体制整備事業

高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していくための事業。「協議体」の設置や「生活支援コーディネーター」の活動を通じて、互助を基本とした生活支援サービスが創出されるよう取組を進めている。

5. 障がい者

1) 現状と課題

- ・ 本市の身体障がい者は 1,385 人、知的障がい者数は 326 人、精神障がい者数は 269 人となっています。(令和 5 年度末現在)
- ・ 令和 3 (2021) 年に「障害者差別解消法」が改正され、民間事業者にも合理的配慮(※)を提供することが義務付けられました。障がい者が日常生活や社会生活で受ける制限は、心身の機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものという、障がいの「社会モデル」の理念を理解し、より一層、障がいのあるなしにかかわらず、お互いにその人らしさを認め合い、交流し、支え合う、誰もが暮らしやすい社会が求められています。

2) 施策の方向

- ・ 障がいのあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくるため、障がい(者)に対する理解の啓発、様々な場面で交流の機会を創出します。
- ・ 家庭や学校、地域や職場において、心の健康づくりを推進し、精神保健の知識及び精神障がい者への正しい理解について普及・啓発を行います。
- ・ 障がい者の社会参加を促進するため、手話通訳や移動支援・同行支援といった障がい特性に応じた意思疎通支援及びその理解と普及に努めます。
- ・ 自殺対策については、相談窓口等の充実、うつ病や悩みを抱えている方への気付きや対応等を行うゲートキーパーの養成講座など、各分野における自殺対策を充実します。
- ・ 一般就労の促進と就職後の定着の支援を図るために、佐賀公共職業安定所、佐賀障害者職業センターとの連携により障がい者の一般就労を支援します。
- ・ スポーツイベント、生涯学習教室・講習会といった文化活動などについて、障がい者も気軽に参加できるようなプログラム内容を検討し、各種活動の普及・充実を図ります。
- ・ 障がい者への理解促進及び差別や偏見をなくす社会づくりに取り組みます。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

12 月の障害者週間や人権週間などにおいて、障がい(者)に対する理解を深めるため、障害者総合支援法(平成 25 年 4 月 1 日施行)の周知に努めるな

ど、広く啓発・広報活動に取り組みます。

小・中学校においては、車いすに試乗する機会を提供するなど、障がい(者)に対する理解啓発に努めます。

障がい者団体や障がい福祉サービス事業所に市の業務を委託するなど、障がい者が働く場所の確保に努めます。また、佐賀公共職業安定所や佐賀県障害者職業センターと連携した障がい者雇用の働きかけを通じ、障がい者の法定雇用率の維持を図ります。

【当事者に寄り添った支援の推進】

①障がい者の社会参加の促進

手話奉仕員・要約筆記奉仕員、手話ボランティアなどの手話や点訳、朗読といったコミュニケーション支援事業を充実させ、聴覚及び音声・言語機能障がい者の福祉の増進を図ります。

②相談体制の充実

障がい者福祉や発達相談に対応できる専門スタッフの確保に努めるとともに、障がい者本人、その家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行います。

③誰もが一緒にスポーツを楽しむ環境づくり

誰もが一緒に楽しく参加できるようなプログラム内容を検討するとともに、コミュニケーション支援や移動支援などを活用し、参加機会の拡大に努めます。

障がい者がスポーツに参加しやすいよう、段差の解消や身体障がい者用のトイレの設置・改修など、障がい者の利用に適した施設の整備・充実を推進します。

また、スポーツ活動における指導者、ボランティアなどの人材育成・確保に努めます。

④文化活動の支援

障がい者が生涯学習教室や講座、サークル活動等に参加しやすい環境の整備と、参加の啓発を行います。

(用語説明)

※合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

6. 外国人

1) 現状と課題

- ・ 平成 28 (2016) 年 6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的発言の解消に向けた取組の推進に関する法律」いわゆる「ヘイトスピーチ(※1)解消法」が制定され、在留外国人に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であると示されました。
- ・ 本市の外国人登録者数は 309 人(令和 6 年 8 月 31 日現在)となっています。国籍別でみると、ベトナムが 106 人(34.3%)、次にインドネシアが 50 人(16.1%)、中華人民共和国が 38 人(12.2%)と続き、そのほかの国々を含めたアジア地域の合計が全体の 9 割以上を占めています。
- ・ 本市に在住する外国人は今後も増加していくことが予想されます。多文化共生社会(※2)の実現が求められる中において、国籍や文化、価値観の異なる人々が、同じ地域で生活することは、お互いを知り、お互いを学ぶことで、新しい文化や豊かで活力のある社会を生み出していくものです。
- ・ そのためには、市民と外国人がお互いに異なる文化や習慣・価値観を認識し、尊重し合える意識を育んでいくことができる環境づくり、国籍や文化の違いに関わらず、人権が尊重され、誰もが快適に生活できる地域づくりを進める必要があります。

2) 施策の方向

- ・ 外国人住民と日本人住民が区別なく、誰もが同じ地域の生活者として文化的・宗教的な背景や多様な価値観の違いを尊重しながら、共に活躍できるような環境づくりに取り組んでいきます。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

①国際交流

国際交流の各事業を通して、こどもたちの視野を広げ、国際感覚が豊かな人材が育つ教育プログラムを推進します。

②国際化の推進

多文化共生の地域づくりやインバウンド(※3)を意識した観光への展開を見据え、フランスや中国・韓国との国際交流を継続、強化するとともに、国際交流に係る民間団体の育成等により、多方面にわたる取組みを行い、市

全体の国際化を推進します。

③学校教育

市立学校に在籍する在日外国人に対する差別や偏見をなくし、すべての子どもが互いに理解し、敬愛し、協力し合う心と態度を育む学校教育の実現に努めます。

【当事者に寄り添った支援の推進】

①日本語教室

外国人住民と地域住民との交流の拠点となる日本語教室を開催し、日本人ボランティアによる「やさしい日本語」でお互いの国の文化や風習を学ぶ機会を設けます。

②外国人住民に向けた行政サービスの提供

・多言語通訳コールセンターの活用

佐賀県国際交流協会にて運営されている通訳サービスを活用し、外国人住民がスムーズに行政サービスを受けられる体制を整備しています。

・さが多文化共生センターとの連携

市で取り扱うことが難しい相談については、佐賀県国際交流協会が運営している「さが多文化共生センター」の相談窓口へ繋ぎ、外国人住民への適切な情報提供を行っています。

③インバウンド観光客への対応

外国人観光客へ市の魅力を伝えるため、観光パンフレットの多言語化を図ります。

(用語説明)

※1 ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に日本社会から追いやられようとするなどの一方的な内容の言動や行動。

※2 多文化共生社会

国籍や民族の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていける社会のこと。

※3 インバウンド

元来、「外から中に入り込む」という意味で、一般的に外国人の訪日旅行の意味で使われる。

7. 感染症患者等

○ハンセン病患者等

1) 現状と課題

- ・ ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症です。感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、仮に発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。
- ・ 明治以降、病気に関する誤った認識から国による強制隔離政策が続けられ、平成8年（1996年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されて、ようやく終結しました。
- ・ しかし、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、ハンセン病の後遺症である身体の障害等により、依然として患者であるとの誤解が払拭されていません。根強い偏見や差別に加えて、入所者自身の高齢化等により、現在も多くの人々が療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難となっています。
- ・ ハンセン病に対する正しい知識や情報が十分には普及していないことにより、平成15年（2003年）には宿泊拒否事件が発生するなど、日常生活における差別や嫌がらせなどの偏見や差別が根強く残っています。

2) 施策の方向

- ・ ハンセン病についての正しい知識の普及を図り、偏見や差別意識の解消に努めることが重要です。
- ・ かつて佐賀県でも、ハンセン病への誤った認識から、ハンセン病患者の方々を差別していた過去があります。患者・元患者及びその家族の方々が非常に厳しい運命を強いられ、つらく悲しい思いをされてきたことを重く受け止め、二度と同じ過ちを繰り返さないという想いを未来に繋いでいく必要があります。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

ハンセン病についての啓発の推進

ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病患者、元患者等の個人の尊厳が守られ、誰もが地域社会において安心して暮らすことができる社会を実現するため、正しい知識の普及啓発に努めます。

○H I V感染者等

1) 現状と課題

- ・ H I V感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる後天性免疫不全症候群のことをエイズ（A I D S）と呼んでいます。
- ・ H I Vは、日常的な接触では非常に感染しにくいウイルスであり、H I Vに感染しても、治療を早期に始め、継続することにより、エイズの発症を防いで、健康的な社会生活を送ることができるようになっていきます。
- ・ エイズは現状「性行為による感染」が感染経路の大部分を占めており、その感染経路や予防法、適切な治療法などを正しく知ることが重要です。

2) 施策の方向

- ・ H I V感染者等についての正しい知識の普及を図り、偏見や差別意識の解消に努めるとともに、H I V感染の予防を行う必要があります。
- ・ エイズ患者やH I V感染者に対する差別の解消のため、ホームページ等で広報活動を行います。
- ・ プライバシーに配慮した検査・相談体制の充実を図るため、検査・相談窓口として佐賀中部保健福祉事務所を案内します。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

H I V・エイズについての教育の推進

中学校の保健体育の授業の中でエイズに関する教育を行い、学校・家庭・地域の連携によるエイズを含む性教育を推進します。

【当事者に寄り添った支援の推進】

H I V・エイズについての相談体制の充実

市民からH I V・エイズに関する検査について相談があった場合は、検査内容や場所等について紹介を行います。

○難病患者等

1) 現状と課題

- ・ 難病については、その多くが原因不明で治療法も確立されておらず、生涯にわたって治療・療養を必要とし、経済的に大きな負担となるばかりでなく、病気によっては介護等に著しく労力を要することもあり、家族にとっても身体的・精神的な負担が大きくなっています。

- ・ 難病患者の方は、事業所の難病に対する理解がないことから就労できない場合がある一方、医療の進歩に伴い、症状が安定し治療を続けながら就労されている方も多くいます。しかし、周囲の理解・配慮が不十分なため、通院・休憩等の時間が十分に取れないことなどにより、仕事を辞める人もいます。
- ・ 難病に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなど、就学、就労、結婚など社会生活のあらゆる場面で差別を受け、中には、病気を周囲に隠して生きている人も少なくありません。

2) 施策の方向

- ・ 難病についての正しい知識の普及を図り、偏見や差別意識の解消に努めることが重要です。
- ・ 難病について正しい知識の普及を図ることを目的とした啓発活動等を推進します。
- ・ 難病患者と家族が孤立しないよう相談体制を充実させ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう療養生活の質の向上や支援を図ります。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

難病についての啓発の推進

難病に関する正しい知識の普及のため、ホームページ等による情報提供に努めます。

【当事者に寄り添った支援の推進】

難病患者や家族に対する相談体制の充実

佐賀中部保健福祉事務所や佐賀県難病相談支援センターにおいて実施されている、難病患者・家族等に対する相談支援の紹介を行います。

○肝炎患者等

1) 現状と課題

- ・ 肝炎ウイルスは、特定の血液凝固因子製剤や集団予防接種により、感染が拡大した経緯がありますが、そのことが十分に周知・浸透したとはいえません。また、「肝炎ウイルスは容易に感染する」等の誤解があり、キャリアの方々が、就園・就学・就職などの機会において不利益を受けることがあります。

2) 施策の方向

- ・ 肝炎ウイルスや肝疾患対策についての正しい知識の普及を図り、偏見や差別意識の解消に努めることが重要です。
- ・ 肝炎ウイルスや肝疾患対策に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、患者等の不安や悩み、質問に対応する相談支援体制の充実を図ります。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

C型肝炎等の予防普及啓発事業

本市の肝臓病の実情を紹介し、肝臓病・肝がんの原因、病態、治療等を分かりやすく解説するとともに、肝がんは予防できる疾患であることを市民に周知し、正しく理解してもらう活動を行います。

【当事者に寄り添った支援の推進】

専門病院等の紹介

市の健診で肝炎検査陽性となった場合は、専門病院等の紹介を行い、患者やその家族等からの相談等への対応を図ります。

8. 犯罪被害者等

1) 現状と課題

- ・ 犯罪被害者等は、日常生活を送る中に思いがけず犯罪被害に遭い、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件による精神的ショック、失職等による経済的困窮、捜査や裁判等での精神的・時間的負担、プライバシーを侵害しかねないメディア報道やインターネット上の誹謗中傷などによる二次被害の恐れもあります。また、被害直後の辛い精神状態の中、通常の日常生活のほかに、事件・事故に起因する各種刑事・行政手続きに対応しなければなりません。さらには、地域社会からの好奇の目や誤解から生まれる中傷などに心を痛め、社会から孤立することも多く、こうした被害も極めて深刻です。
- ・ 性犯罪や恋愛感情等のもつれによる暴力的なケースについては、出所等した加害者が被害者やその家族のもとを訪れ、再び暴力的な行為に及ぶケースが散見されており、再被害防止対策の推進が課題となっています。
- ・ DV、性犯罪、性暴力、ストーカー行為、そしてハラスメント等の暴力は重大な人権侵害であり、男女間の暴力を根絶するための社会的な認識が十分でないため、人権尊重意識や男女共同参画の意識を啓発することが重要です。

2) 施策の方向

- ・ こうした犯罪被害者等が抱える様々な問題を解決するためには、犯罪被害者等が置かれた現状を正しく理解し、犯罪被害者等に対して「二次的被害」を与えることなく、必要な支援が提供されることが重要です。
- ・ 犯罪被害者等についての正しい理解と認識を深めることを目的とした広報啓発活動等を推進すると共に、必要な支援を行う体制を充実させるため、人材の育成に努めます。加えて、県や民間支援団体の犯罪被害者等支援コーディネーターなど、関係機関相互の連携を図ります。
- ・ 犯罪被害者等に対して必要な支援が提供され、再び平穏な生活を送ることができるよう相談・支援体制の充実に努めます。
- ・ 再被害防止への配慮が必要とされるケースについては、被害者等の視点に立ちながら、犯罪被害者の特性に応じた施策を推進します。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

①犯罪被害者等支援についての啓発の推進

「犯罪被害者週間（毎年 11 月 25 日～12 月 1 日）の時期にあわせて
広報啓発活動を行うなど、広く市民に対する理解促進を図ります。

②男女間のあらゆる暴力のない社会の実現に向けた啓発・教育(再掲)

DV防止・被害者等支援のため、暴力を許さない社会の実現に向けた
啓発・教育に取り組みます。

③犯罪被害者等支援に従事する支援者等の人材育成

警察や民間支援団体等と連携を密にし、犯罪被害者等への支援体制を
整えるとともに、実際に犯罪被害者等と窓口で接する機会のある担当職
員等を対象とした研修会等を通じて資質向上を図り、支援の充実強化を
図ります。

【当事者に寄り添った支援の推進】

①相談窓口対応の充実

犯罪被害者等からの相談等に対して、そのニーズに応じた各種支援制
度の説明や助言を行うとともに、佐賀県、警察、被害者支援ネットワー
ク等各関係機関及び関係部署と連携した相談・支援体制の充実に努めま
す。

②見舞金の支給

犯罪被害者に対して、経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等の
うち規則で定めるものに対し、見舞金を支給します。

9. インターネット

1) 現状と課題

- ・ 高度情報化社会（ICT社会）の急速な進展に伴い、今やインターネットは日常生活の一部になっています。インターネットは、孤立しがちな人権・同和問題における当事者にとっても他の当事者や支援者とつながる大切な手段となっています。
- ・ 一方、インターネットの普及に比例して、インターネットを媒介としたプライバシーの侵害や差別を助長する表現や虚偽のニュース等の流布も増加しており、その内容も複雑化・多様化しています。特に、インターネットが持つ匿名性、容易性、拡散性等から、いったん情報が発信されると削除等が困難となり、取り返しのつかない事態を引き起こします。また、SNSやいわゆる「出会い系サイト」による児童買春、インターネット上の過激な暴力シーンや性的な描写を含むサイト等により、子どもに対する人権侵害の増加も深刻な社会問題になっています。気軽に個人的な情報発信ができるSNSを使ったネットいじめ、児童生徒が利用できるコミュニティーサイトを通じて犯罪に巻き込まれるケースもあります。
- ・ このような中、平成 14（2002）年5月に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」により、被害者はプロバイダー（※1）やサーバーの管理者等に対し、人権侵害情報の発信者の情報開示請求や削除要請ができるようになりました。また、平成 21（2009）年4月には、事業者へフィルタリング（※2）の提供を義務付ける「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」や、平成 26（2014）年11月には、元交際相手等が性的な写真・動画をインターネット上に提出することへの罰則を盛り込んだ「私事性的動画記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されました。
- ・ インターネット上の情報は、非常に膨大で日々変化するため、速やかな状況把握が厳しくなっています。人権侵害のおそれがある不適切な情報を覚知し、削除要請を行っても、情報の違法性の判断が難しい場合もあって、実際に削除されるかどうかは、当該サイトの管理者等の主体性に頼っているのが実情です。
- ・ インターネット上にいったん情報が流出されると、すぐに拡散してしまい、複数のサイトに同じ情報が複写され、対応が追いつかなくなってしまいます。特に、海外のサーバー等に情報が移った場合には、事実上、対応ができなくな

ってしまいます。インターネットを介したいじめや犯罪、経済的被害等から児童生徒を守るというソフト面の対策が必要となってきます。

2) 施策の方向

- ・ インターネットによる人権侵害及びトラブルを防ぐためには、利用者一人一人が情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル（セキュリティを含む）についての知識及び意識を底上げし、より安全で安心できるICTサービスを楽しむ環境づくりに取り組んでいきます。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

- ①利用者一人一人が人権問題に対する正しい理解の下、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載することがないよう、市民に対して啓発に努めます。
- ②市民に対し、情報化の進展が社会にもたらす影響や、情報の収集・発信における個人の責任等について理解を促すため、情報モラルに関する講座等の充実に努めます。

【当事者に寄り添った支援の推進】

- ①人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載するような事案が発生した場合には、国や県・警察等と協力しながらプロバイダー等に対し当該情報の停止・削除の自主規制を求めるなど侵害状況の排除に努めます。
- ②ネットトラブルの相談窓口として、ITサポートさがが提供する「ほっとネットライン」の周知、専門的な知識を有する警察や地方法務局などの関係機関との連携をとることによって、相談者の不安を軽減し、問題の深刻化を未然に防止するとともに早期解決が図れるように努めます。また、県の「ネットパトロール」から問題書き込みの情報提供があった場合には、関係機関と連携した早期対応に努めます。

(用語説明)

※1 プロバイダー

通信回線などを通じて、顧客である企業や家庭のコンピューターをインターネットに接続する業者。

※2 フィルタリング

有害サイトアクセス制限サービス。青少年を違法・有害情報の接触から守り、安心・安全にインターネットを利用する手助けをするサービス。

10. 性的指向・性自認(ジェンダーアイデンティティ)

1) 現状と課題

- ・ 性的指向(※1)及び性自認(ジェンダーアイデンティティ)(※2)の多様性についての認識は広がりつつありますが、依然として社会の理解は進んでおらず、当事者は未だに周囲の無理解、偏見や差別により、精神的な苦痛を受け、社会生活においても様々な課題に直面し、困難を抱えてしまわざるを得ない現状があります。

《当事者の声》

- ・ からだの性別に応じた服装を強要される、かといってカミングアウトできない
- ・ 戸籍上の性別と異なる性別で生活しているから、病院の受付で氏名を呼ばれた時の周囲の反応などに困るなど

《LGBT・性的少数者のカミングアウト率》

- ・ LGBT総合研究所「LGBT意識行動調査2019」の結果では、78.8%の方が「誰にもカミングアウト(公表)していない」と回答。カミングアウトしにくい社会があります。

- ・ 文部科学省から、平成27(2015)年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が、平成28(2016)年に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」が通知され、学校における性的マイノリティ(性的少数者)の児童生徒への配慮や相談体制の充実が求められています。
- ・ 令和5(2023)年の6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。国、地方公共団体の役割及び事業主、学校の努力義務が規定され、政府において、性的指向及び性自認(ジェンダーアイデンティティ)の多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画を策定することとなっています。
- ・ こうした課題や困難を解消していくためには、市民一人一人が性的指向及び性自認(ジェンダーアイデンティティ)の多様性を理解し、お互いに認め合えるようにしていくことが重要です。
- ・ 本市では、一人一人が前を向いて、皆で支え合っていく社会、そんな自然な姿を実現すべく、令和4(2022)年6月20日に佐賀県と「パートナーシップ宣言制度の利用に関する協定」を締結しました。

これにより、佐賀県が発行している「佐賀県パートナーシップ宣誓書受領証」を提示することで、市営住宅の申し込みや脊振診療所における病状の説明等ご家族同様の対応ができるようになりました。

2) 施策の方向

- ・ 性的指向及び性自認（ジェンダーアイデンティティ）の多様性に関する理解が必ずしも十分でないことから、引き続き、様々な性的指向や性自認（ジェンダーアイデンティティ）の方たちの生活上の障壁をなくし、自分らしく生きていけるよう、パートナーシップ宣誓制度の充実や理解増進を図るための啓発を推進します。
- ・ 学校においては、文部科学省の通知に基づき、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒等に対するきめ細やかな対応や適切な教育相談などの環境づくりを推進します。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

- ①性的指向及び性自認（ジェンダーアイデンティティ）の多様性についての教育及び啓発理解増進を図るため、市民や企業・団体向けの講演会等を開催します。

また、行政においては、市政に携わる市職員がパートナーシップ宣誓制度や性的指向及び性自認（ジェンダーアイデンティティ）の多様性について正しく理解し、適切な対応と正しい知識を身に付けるための研修を実施します。

【当事者に寄り添った支援の推進】

LGBTsに関する悩みについて相談があった場合は、佐賀県立男女共同参画センターに設置された「LGBTs相談窓口」を紹介し、専門の相談員が電話相談に応じ相談者の支援を図ります。

また、LGBTsに限らず、生きづらさを感じ、精神的な悩みを抱えている当事者やその家族からの相談には、市で毎月「こころの健康相談」を実施し、当事者やその家族に寄り添った相談対応を行います。

(参考)主な関係法令

- ・ 性同一性障害者の性別の特例に関する法律〈平成 15（2003）年法律第 111 号〉
- ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律〈令和 5（2023）年法律第 68 号〉

(用語解説)

※1 性的指向

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

※2 性自認 (ジェンダーアイデンティティ)

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

※ 本基本方針では総称として「LGBTs」と表記します。「s」は、「LGBT」という概念に当てはまらない 人たちがいることを表しています。「性的指向」と「性自認」の頭文字をとった「SOGI」(ソジ・ソギ)という言葉も、すべての人の性の多様性を示す表現として用いられています。

11. その他

(1) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職や住居の確保が困難になるといった問題が発生しています。

佐賀県では、平成 21 (2009) 年、罪を犯した高齢者や障がい者の中で再犯に至るケースが多くなっていたことから、佐賀県地域定着支援センターを設置し、高齢又は障がいにより矯正施設（刑務所、少年刑務所等）から出所後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護司、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等につなげる事業を実施しています。

刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲とともに、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要です。

本人や家族に対する偏見や差別を解消するために、刑を終えて出所した人の更生保護に向けた企業や事業所等の取組事例を活用しながら、関係機関と連携した啓発活動に努めます。

(2) ホームレス等生活困窮者

失業や破産等の経済的要因に加え、家庭問題等の個人的要因が複合的に絡み合っ、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずにホームレスとなることを余儀なくされ、公園や河川、路上などで日常生活を営んでいる人たちがいます。ホームレスの多くは、衛生状況が悪い中で生活し、十分な食事をとることができないため健康状態に問題を抱えながら厳しい生活を送っています。また、偏見や差別意識などから嫌がらせや暴力を受けるなどの人権問題が発生しています。

平成 14 (2002) 年 8 月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」が施行され、地域との協力の下、ホームレスの自立促進やホームレスとなることを防止するための生活上の支援等が定められました。その後、平成 27 (2015) 年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、ホームレスだけではなく、その「おそれのある」層も含めた、広く一定の住居を持たない生活困窮者が支援の対象とされました。

平成 27（2015）年 4 月に開設した「神崎市生活自立支援センター」を窓口として、生活に困窮されている方々から相談を受け、自立に向けた支援を行う自立相談支援事業を実施しています。

（3）北朝鮮当局による拉致問題等

1970 年代から 80 年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となった事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。

5 名の拉致被害者については、平成 16（2004）年に残る家族の帰国が実現したものの、他の被害者について、北朝鮮当局はいまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。

政府は、平成 22（2010）年までに 17 名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、所要の捜査・調査を進めています。

県内には、政府が認定した拉致被害者はいませんが、警察庁が拉致の可能性を排除できないとした行方不明者が 7 名います。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であるため、政府においては、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしています。

国連においては、平成 15（2003）年以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況会議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

我が国では、平成 17（2005）年の国連総会決議を踏まえ、平成 18（2006）年 6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国民世論の啓発を図ることとされました。

本市においても、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12 月 10 日から 16 日）」を中心に、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の啓発に努めていきます。

（4）災害に起因する人権問題

平成 23（2011）年東日本大震災、平成 28（2016）年熊本地震、平成 29（2017）年九州北部豪雨、令和 6 年（2024）年能登半島地震等のような大規模災害が発生した場合は、避難生活が長期に及ぶことがあります。

避難所においては、プライバシーを確保することのほか、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や、障がいや持病のある人、妊産婦、乳幼

児とその家族、高齢者、外国人、LGBTsなど配慮の必要な人々に対する十分な支援が必要となります。

人権擁護の視点に立った避難所運営を図るとともに、被災者や被災地に対する差別等の人権侵害を防ぐため、人権問題への理解を深めることが必要です。

そのため、市民がお互いに尊重し、助け合うことの重要性を認識してもらうため、防災出前講座を開催し、自助・共助についての理解を深める取組に努めます。

(5) その他の人権課題

このほかにも、アイヌの人々や人身取引、中国残留孤児とその家族の人権に関わる問題など様々な人権問題があります。

近年の世界情勢を見ると、地域紛争の激化等により多くの難民が生じており、それを受け入れる側の住民との間で新たな人権問題を引き起こしています。そうした事態は、朝鮮半島情勢等を踏まえれば、我が国も決して他者事ではありません。

社会生活を営む中においては、少なからず人権に関わる問題が存在し、常に高い人権意識を持つておくことが望まれます。

市民の一人一人が様々な人権問題を「自分事」として考えられるよう、あらゆる機会を通じて人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための取組に努めます。

参 考 资 料

I 人権を取り巻く状況

(1)国の動向

| 時期(年) | 内 容 |
|-------------|---|
| 昭和 21(1946) | 基本的人権の尊重を理念とする「日本国憲法」公布 |
| 昭和 31(1956) | 国際連合に加入 |
| 昭和 40(1965) | 「同和対策審議会」答申 |
| 昭和 44(1969) | 「同和対策事業特別措置法」施行(以降、平成 14(2002)年3月まで 33 年にわたる特別対策が実施される) |
| 昭和 54(1979) | 「国際人権規約」に批准 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A 規約) 市民的及び政治的権利に関する国際規約(B 規約) |
| 平成 6(1994) | 「児童の権利に関する条約」に批准 |
| 平成 7(1995) | 内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連 10 年推進本部」を設置 |
| 平成 9(1997) | 「人権擁護施策推進法」施行(5年間の時限立法) |
| | 「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を策定 |
| 平成 11(1999) | 人権擁護施策推進法に基づく人権擁護推進審議会において「人権教育・啓発の総合的推進に関する基本的事項」答申 |
| 平成 12(2000) | 人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると規定する「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」制定 |
| 平成 13(2001) | 人権擁護施策推進法に基づく人権擁護推進審議会において「人権侵害の被害者救済施策の充実に関する基本的事項」答申 |
| 平成 14(2002) | 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 |
| 平成 16(2004) | 学校教育における人権教育の指針「人権教育の指導方法等の在り方について」(第1次とりまとめ) |
| 平成 18(2006) | 同上(第2次とりまとめ) |
| 平成 19(2007) | 「障害者の権利に関する条約」に署名 |
| 平成 20(2008) | 人権教育の指導方法等の在り方について(第 3 次とりまとめ) |
| 平成 23(2011) | 「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更(「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加) |
| | 「障害者基本法」改正 |
| 平成 25(2013) | 「いじめ防止対策推進法」施行 |

| | |
|-------------|---|
| 平成 26(2014) | 「こどもの貧困対策の推進に関する法律」施行 |
| 平成 27(2015) | 「生活困窮者自立支援法」施行 |
| 平成 28(2016) | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行 |
| | 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」施行 |
| | 「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」施行 |
| 令和 4(2022) | インターネット上での誹謗中傷等の事案を受けて、 ・「刑法等の一部を改正する法律」施行(侮辱罪の法定刑引上げ) ・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(プロバイダ責任制限法)」施行(発信者情報開示に係る新たな裁判手続の創設) |
| 令和 5(2023) | 「こども基本法」施行 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 |

(2)県の動向

県では、これまで部落差別(同和問題)をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに関する様々な人権問題の解決を県の行政施策の重要な課題として取り組んできました。

<これまでの人権条例及び人権教育・啓発基本方針の策定状況>

| 時期(年) | 内 容 |
|-------------|--|
| 平成 10(1998) | 「佐賀県人権の尊重に関する条例」制定 |
| 平成 11(1999) | 「佐賀県人権教育・啓発基本方針」策定 |
| 平成 18(2006) | 同 上(第一次改訂) |
| 平成 30(2018) | 同 上(第二次改訂) |
| 令和 5(2023) | 「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」制定 |

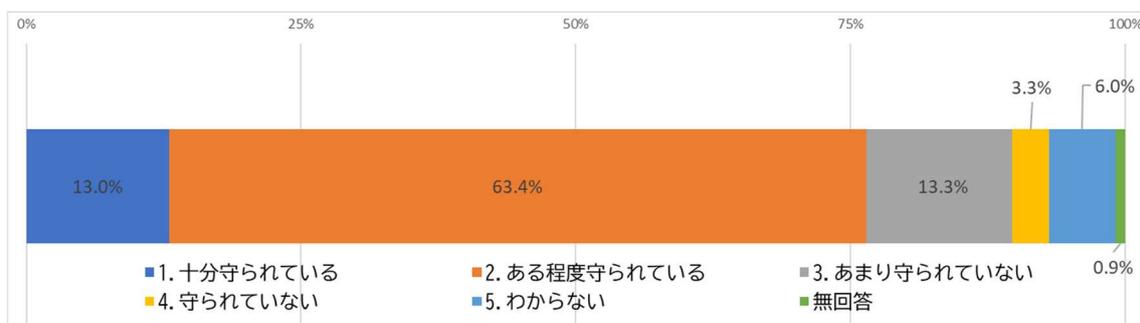
(3)本市の取組

本市では、様々な人権問題の解決を市の行政施策の重要な課題とし、取組を進めており、令和5年度には「人権・同和問題に関する市民意識調査」を実施しました。

主な結果を見ると、

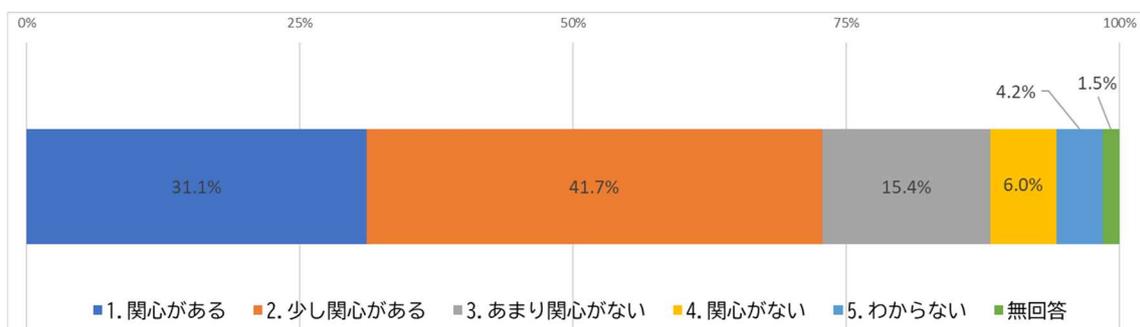
- ・ 基本的人権が守られていると感じている方は76.4%
- ・ 人権・差別問題へも関心度は72.8%
- ・ 様々な人権問題がある中で「障がいのある人」への関心が最も高いなど、最近の人権を取り巻く状況を反映した結果になっています。

① 基本的人権が守られているか



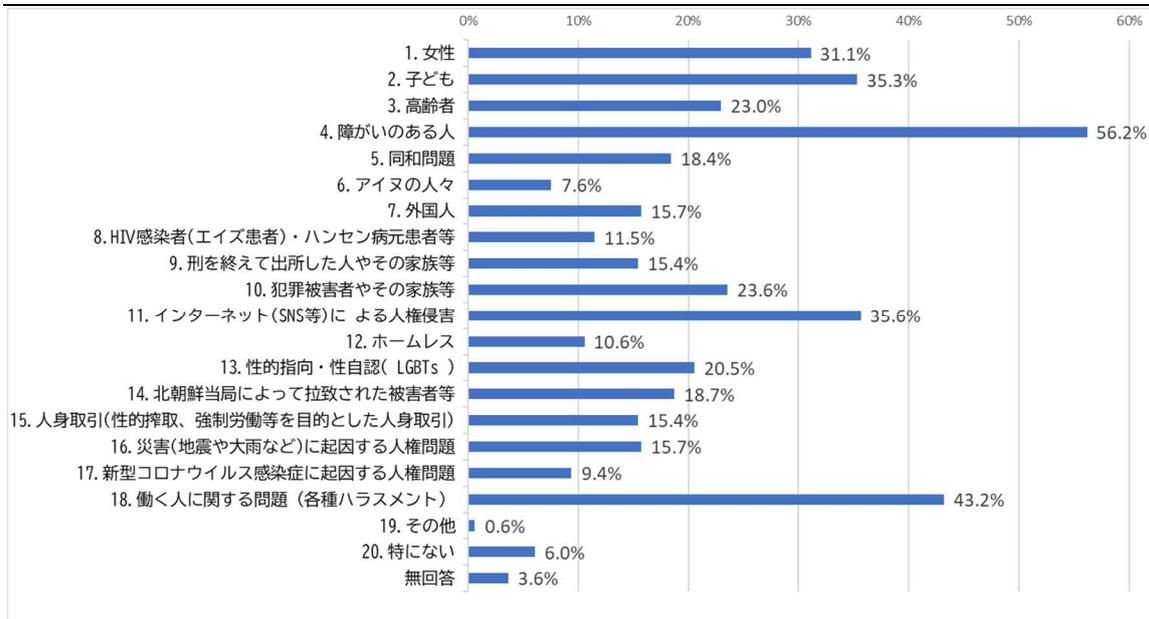
「十分守られている」、「ある程度守られている」と答えた人の合計は76.4%と高い割合を示しています。

② 人権・差別問題への関心度



「関心がある」と「少し関心がある」と答えた人の合計は72.8%と高い割合を示しています。

③ 関心がある人権問題



「障がいのある人」(56.2%)で半数以上の割合で関心が高くなっています。次いで「働く人に関する問題(各種ハラスメント)」(43.2%)、「インターネット(SNS等)による人権侵害」(35.6%)、「子ども」(35.3%)の順で高い関心が示されています。

II 参考資料

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日)

(法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他者権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の^{かん}涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理

念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に

関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

Ⅲ 参考資料

○全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、
支え合う社会づくりを進める条例

令和5年3月13日

佐賀県条例第11号

佐賀県は慈しみ合う県である。

佐賀の先人であり、日本赤十字社を創設した佐野常民は、「博愛これを仁と
いう。仁とは人を慈しむこと」の言葉を残している。人の痛みにも敏感になり、
苦しみの中にいる人には手を差し伸べ、寄り添い、慈しみ合う精神は、時代を
超えて脈々と佐賀県民の心に受け継がれてきた。この精神はこれからも将来に
わたって大切に引き継いでいかなければならない。

私たちの社会は様々な年齢、国籍、性別の人、障害のある人ない人も、いろ
いろな人たちがいろいろな思いで共存している。

佐賀県では、県民みんながお互いを認め合い、支え合う佐賀らしいやさしさ
のカタチ「さがすたいる」を広める取組を進めている。

佐賀県は慈しみ合う県であるという土台の下で、「さがすたいる」の取組を
さらに進め、県民みんなが支え合いながら暮らせる社会を目指していく。

他方で、情報化等の進展に伴って、部落差別（同和問題）をはじめとする不
当な差別など人権に関する問題は複雑多様化している。特にインターネットの
普及によって、不当な差別やいじめ、プライバシーの侵害、誹謗ひぼう中傷等
が増加し、それらの問題への対応が大きな課題となっている。

佐賀県においても、インターネットを利用した誹謗中傷や差別を助長する投
稿をはじめ、学校や職場でのいじめ、パートナーへの暴力や児童への虐待な
ど、「人権」に関わる問題が依然として発生している。どれも決して他者事で
はない。その解決のためには、県民一人一人が問題を自分のこととして考え、
自ら行動していくことが大切である。

私たちは、人として生きていくための何人も侵すことのできない権利である
「人権」を生まれながらに享有している。全ての県民が一人一人の人権を共に

認め合い、支え合う社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、全ての県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくり（以下「人権が尊重される社会づくり」という。）を進めるにあたっての県、市町、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項等を定めることにより、部落差別（同和問題）及び女性、こども、高齢者、障害者等の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が尊重される社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、国、市町、関係機関等と連携協力し、行政のあらゆる分野において、教育及び啓発をはじめとした人権が尊重される社会づくりを進めるための施策（以下「人権施策」という。）を実施するものとする。

(市町の責務)

第3条 市町は、第1条の目的を達成するため、県と連携協力し、行政のあらゆる分野において、人権施策の実施に努めるものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

2 県民は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければならない。

2 事業者は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、従業員の人権意識の高揚を図る等、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第6条 知事は、人権施策を実施するための基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、第14条第1項の佐賀県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(人権侵害行為の禁止等)

第7条 何人も、不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他者の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

2 県は、人権侵害行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及をはじめとした教育及び啓発を積極的に行うものとする。

3 県は、人権侵害行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。

(相談体制)

第8条 県は、人権侵害行為を受けた者、その家族その他関係者の人権に関する問題についての相談体制を整備し、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 相談者への助言

(2) 相談内容に応じた必要な情報の提供及び関係機関の紹介

(3) 前2号に掲げるもののほか、相談対応として必要な支援

(助言、説示及びあっせん)

第9条 知事は、人権侵害行為を受けた者、その家族その他関係者から、人権侵害行為に係る事案を解決するために必要な助言、説示又はあっせんを行うべき旨の申出があった場合に、必要があると認めるときは、人権侵害行為を

したと認められる者及びその者を指導し、又は監督する者その他の関係者（以下「対象者」という。）に対して、当該人権侵害行為に係る事案を解決するための助言、説示又はあっせんを行うことができる。

2 知事は、当該人権侵害行為に係る事案の事実関係を確認するために必要な限度において、対象者に対し、説明又は必要な資料の提出を求めることができる。この場合において、対象者は、これに協力するよう努めるものとする。

3 知事は、第1項の助言、説示又はあっせんを行うに当たり、必要があると認めるときは、第14条第1項の佐賀県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、あっせんによっては人権侵害行為に係る事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

（勧告）

第10条 知事は、前条第1項の助言、説示又はあっせんを行った場合において、対象者が、正当な理由なく当該助言、説示又はあっせんに従わないときは、対象者に対して必要な措置をとるよう勧告することができる。

（意見の聴取）

第11条 知事は、前条の規定による勧告をする場合には、勧告の対象となる者又はその代理人（以下この条において「勧告対象者等」という。）の出頭を求め、意見の聴取を行わなければならない。この場合において、知事は勧告対象者等に対して、あらかじめ、意見の聴取の期日及び場所、人権侵害行為に係る事案の内容並びに当該期日への出頭に代えて陳述書、証拠書類等を提出することができることを示さなければならない。

2 勧告対象者等は、前項の出頭に代えて、知事に対し、同項の規定により示された期日までに陳述書、証拠書類等を提出することができる。

3 知事は、勧告対象者等が正当な理由なく第1項の出頭をせず、かつ、前項の規定による陳述書、証拠書類等の提出をしないときは、第1項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

（勧告の状況の公表）

第12条 知事は、第10条の規定による勧告を行った場合において、人権侵害行為の発生の防止及び解消のため、当該事案の概要（対象者が特定される事項を除く。）を公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。

（インターネット上の誹謗中傷等の防止）

第13条 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、次の各号に掲げることに取り組むものとする。

(1) インターネット上の誹謗中傷等（インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他者の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報（以下「人権侵害情報等」という。）を発信することをいう。次号において同じ。）を防止するために必要な教育及び啓発に関すること。

(2) 県民に関し、又は県民によりインターネット上の誹謗中傷等が行われた場合であって、人権侵害情報等の送信を防止する措置を講ずる権限を有する者等に対して県が人権侵害情報等の削除を要請することが必要と認められるときに、当該人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置を講ずること。

（佐賀県人権施策推進審議会）

第14条 知事の諮問に応じ、人権施策の推進に関する重要事項について調査審議させるため、佐賀県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員 22 人以内で組織する。

3 委員は、人権に関する識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

8 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(佐賀県人権施策推進審議会の調整委員会)

第16条 第9条第3項の規定による諮問に応じて人権侵害行為に係る事案について調査審議を行わせるため、審議会に調整委員会を設置する。

2 調整委員会は、調整委員5人以内で組織する。

3 調整委員は、審議会の委員で、人権侵害行為に関する事項について専門的な知識経験を有するもののうちから、会長が指名する。

4 調整委員会に調整委員長を置き、調整委員会に属する委員の互選によってこれを定める。

5 前条の規定は、調整委員会に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「調整委員会」と、「会長」とあるのは「調整委員長」と、「委員」とあるのは「調整委員」と読み替えるものとする。

6 審議会は、その定めるところにより、調整委員会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

7 調整委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(佐賀県人権の尊重に関する条例の廃止)

- 2 佐賀県人権の尊重に関する条例（平成 10 年佐賀県条例第 11 号）は、
廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に佐賀県人権の尊重に関する条例第 5 条第 1 項の規定により策定されている人権の尊重に係る教育及び啓発に関する施策を実施するための基本方針は、第 6 条第 1 項に規定する基本方針とみなす。

IV 参考資料

○神崎市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例

平成18年7月14日

条例第181号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、市民一人ひとりが人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、人権尊重を基調とする明るく住みよい神崎市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するために必要な施策について積極的に取り組み、人権意識の高揚を図るものとする。

(市民の役割)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、明るく住みよい社会を形成するために、行政のあらゆる分野で必要な施策を推進するものとする。

(啓発活動)

第5条 市は、人権意識の高揚を図るため、関係団体等と密接な連携による啓発活動を推進し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制)

第6条 市は、人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県をはじめ関係機関及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

V 神崎市人権擁護審議会規則

○神崎市人権擁護審議会規則

令和6年7月10日

規則第 17 号

(設置)

第1条 この規則は、神崎市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例（平成18年神崎市条例181号）第6条の規定に基づき、神崎市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を設置し、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 人権施策の基本となる方針の策定及び変更に関すること
- (2) 人権施策の推進に係る連絡調整に関すること
- (3) その他人権施策の推進に関すること

(組織)

第3条 審議会は、委員8名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 人権に関する知識経験を有するもの
- (2) 関係団体の代表者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(報酬)

第5条 委員の報酬は、神崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年神崎市条例第39号）の定めるところによる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長がこれを招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務企画部総務課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

VI 参考資料

○神崎市人権擁護審議会委員名簿（任期：令和6年～）

| | 氏名 | 所属 |
|---|---------------------|-------------------|
| 1 | おおくぼ まさはる 大久保 政晴 | 神埼地区人権擁護委員 |
| 2 | のなか かずよし 野中 一由 | 千代田地区人権擁護委員 |
| 3 | のぐち かずまさ 野口 和正 | 脊振地区人権擁護委員 |
| 4 | つるだ りょうじ 鶴田 良治 | 神崎市区長会 |
| 5 | しげまつ よしふみ 重松 美文 | 神崎市民生委員児童委員会 |
| 6 | きとう えつこ 佐藤 悦子 | 神崎市男女共同参画推進ネットワーク |
| 7 | ひろたき ゆきこ 廣瀧 由紀子 | 神崎市小学校校長会 |
| 8 | はらぐち かつみ 原口 克 | 神崎市中学校校長会 |

ひとりで悩まずにご相談ください

| 人権相談窓口 | | | |
|--------|------------------------------------|--------------|-----------------------|
| 法務局 | みんなの人権 110 番 | 0570-003-110 | 平日 8 時 30 分～17 時 15 分 |
| | こどもの人権 110 番 | 0120-007-110 | 平日 8 時 30 分～17 時 15 分 |
| | 女性の人権ホットライン | 0570-070-810 | 平日 8 時 30 分～17 時 15 分 |
| | 外国語人権相談ダイヤル | 0570-090-911 | 平日 9 時～17 時 |
| 佐賀県 | 人権啓発センターさが | 0952-25-7229 | 平日 9 時～17 時 |
| 神崎市 | 人権相談 総務課 秘書広報係 ☎0952-37-0088 | 市役所(本庁舎) | 原則第3月曜日 13時～16時 |
| | | 千代田交流センター | 原則第2水曜日 13時～16時 |
| | | 脊振交流センター | 原則第2金曜日 9時～12時 |



神崎市人権教育・啓発基本方針

発行：令和7年3月

神崎市

〒842-8601 佐賀県神崎市神崎町鶴 3542 番地 1

TEL:0952-52-1111 (代表)